

令和6年4月の法人税務についてのお知らせ

	国 税 の 種 類	納付・提出期限		提出先
		納付期限	令和6年4月10日(水)	
1	源泉所得税 (令和6年3月分)	納付期限	令和6年4月10日(水)	税務署
2	法人税・消費税等 (令和6年2月29日決算法人)	確定申告書の提出期限	令和6年5月1日(水)	税務署
3	法人住民税・法人事業税 (令和6年2月29日決算法人)	確定申告書の提出期限	令和6年5月1日(水)	市長村長・ 都道府県知事
4	法人税・消費税等 (令和6年8月31日決算法人)	中間申告書の提出期限	(直前課税期間の年税額が 48万円超400万円以下) 令和6年5月1日(水)	税務署
<p>※注 1年決算法人で算出された中間納付税額が以下のときは、申告不要です。 法人税の中間申告納付額 10万円以下・消費税の中間申告納付額 24万円以下</p>				
5	法人住民税・法人事業税 (令和6年8月31日決算法人)	中間申告書の提出期限	令和6年5月1日(水)	都道府県知事 ・市町村長

税理士さんの豆知識

中小企業の賃上げ税制

赤字でも適用が受けられるように繰越控除措置

令和6年度税制改正では、賃上げ促進税制が拡充・延長されました。中小企業向けでは、赤字でも適用が受けられるように繰越控除措置が創設され、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越ができるようになりました。

尚、控除しきれなかった金額を翌年度以降に繰越す場合は、申告において繰越税額控除限度額の明細書を提出しなければなりません。

注意点は、繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能となることです。詳しくは中小企業庁のホームページに掲載されている賃上げ促進税制のパンフレットをご覧ください。

中小企業向け賃上げ促進制度（他に大企業向け、中堅企業向け制度があります。）

適用対象企業：青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員1000人以下の個人事業主

給与等支給額の前年比増加率 +1.5% 税額控除率15%（他に上乗せ措置があります。）

給与等支払額の前年比増加率 +2.5% 税額控除率30%（他に上乗せ措置があります。）